

朝倉市新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのイベント等開催判断基準

令和3年7月10日

1 対象イベント等

イベントの規模や種別を問わず、不特定多数が参加する行事全般で、朝倉市が主催もしくは実行委員会等で実質的に主催の立場にあるもの。

2 対象期間

令和3年7月12日(月)から当面の間(状況の変化に伴い、対応を変更する場合あり)

3 判断基準

- ① 屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが余儀なくされるもの。
- ② イベント等開催時に必要な感染防止策を徹底したうえで、屋内にあっては、大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合は、収容定員100%以内の参加人数を超えるもの。また、大声での歓声、声援等が想定される場合等においては、収容定員の半分以下の参加人数を超えるもの。屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保(おおよそ1m)できないもの。

4 判断内容

「3 判断基準」に該当するときは、次のいずれかの判断とする。

- ① 延期または中止とする。
- ② 規模、対象等を制限することで、「3 判断基準」の状態が除外される場合、部分的に開催することができる。なお、部分的開催も含め、イベント等開催を決定した場合は、特段の感染拡大防止措置をとること。